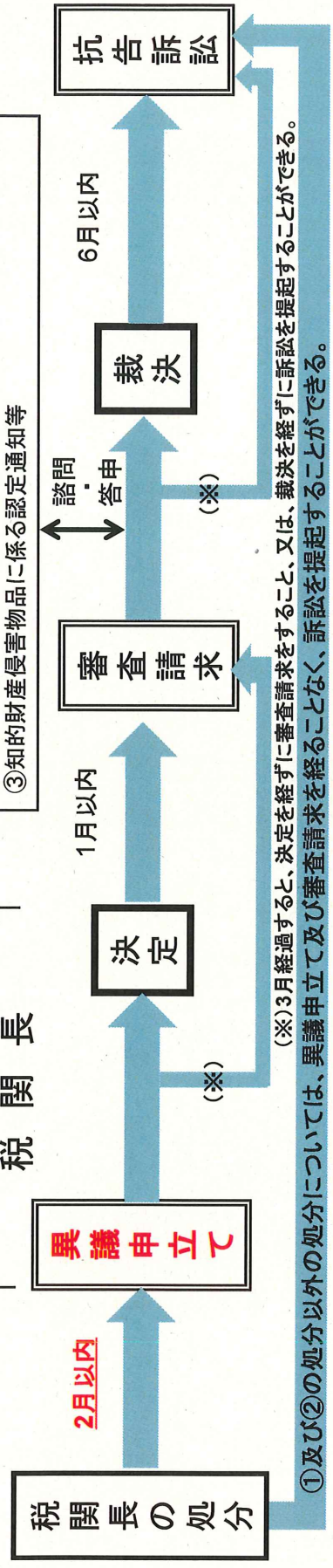


財務大臣

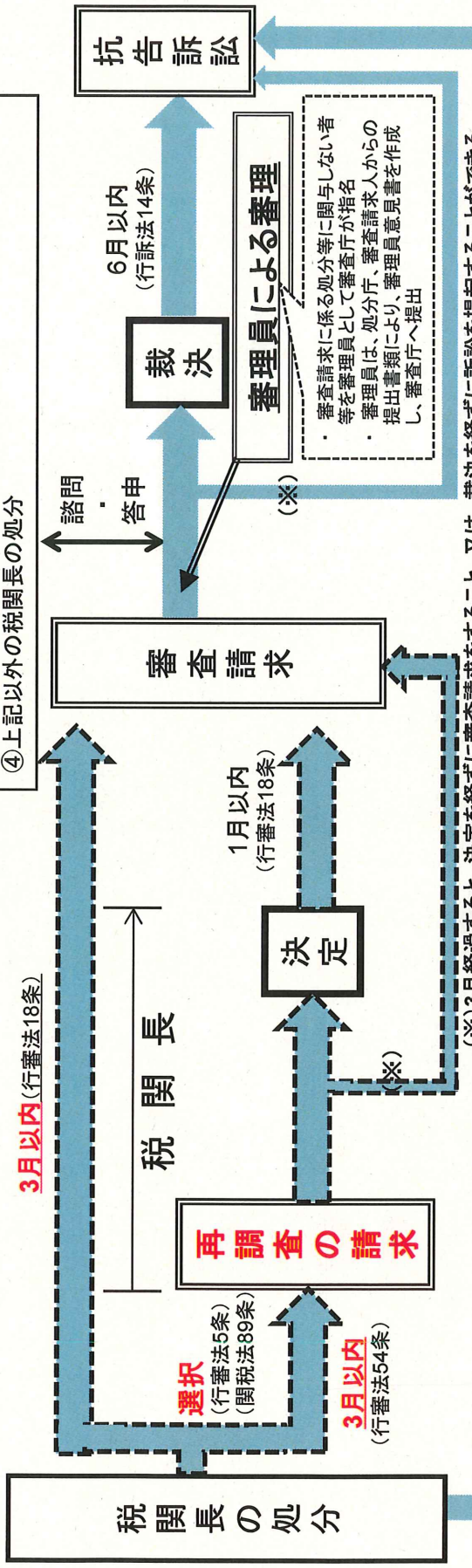
関税等不服審査会
 ①関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分
 ②公安・風俗を害すべき物品又は児童ポルノに該当する旨の通知
 ③知的財産侵害物品に係る認定通知等



(※)3月経過すると、決定を経ずに審査請求をすること、又は、判決を経ずに訴訟を提起することができる。
 ①及び②の処分については、異議申立て及び審査請求を経ることなく、訴訟を提起することができる。

財務大臣

関税等不服審査会
 ①関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分
 ②公安・風俗を害すべき物品又は児童ポルノに該当する旨の通知
 ③知的財産侵害物品に係る認定通知等
 ④上記以外の税関長の処分



(※)3月経過すると、決定を経ずに審査請求をすること、又は、判決を経ずに訴訟を提起することができる。
 ①及び②の処分については、審査請求を経ることなく、訴訟を提起することができる。

平成28年3月31日までに行われた税関長の処分についての不服申立手続(改正行審法施行前)

平成28年4月1日以後に行われた税関長の処分についての不服申立手続(改正行審法施行後)

3月以内(行審法18条)

選択
 (行審法5条)
 (関税法89条)

3月以内
 (行審法54条)